

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
伊方町	名取地区(名取)	平成25年3月28日	令和5年3月28日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	41.6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	24.2ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	14.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	13.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	-
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.8ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

農家の高齢化や減少により後継者が少ない。鳥獣被害の多い園地や一筆の面積が小さい園地は耕作離れにつながっている。後継者未定の耕作面積が多い為、新たな農地の受け手の確保が必要。
--

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

名取集落の農地利用は、中心経営体が担っていくほか、地域に新規就農者を招き入れ後継者不在の農地の担い手となってもらう等により対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p>後継者の育成・新たな担い手の確保に関する方針 新規就農者の経営安定を図るために、農業委員・推進委員等を中心にバックアップ体制を整える。農地の斡旋だけでなく、倉庫等の斡旋も行っていく。</p>
<p>集落ぐるみでの農地保全に関する取組方針 中山間地域等直接支払の集落協定への参加を促進するとともに、地域全体での営農計画を検討していく。若手農家による集落営農への取組に向けた協議も進めていく。</p>

(参考)中心経営体

	属性	農業者 (氏名・名称)	現状 [R2年度]		今後の農地の引受けの意向		
			経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲 (集落)
1	到達	A	中晩柑	69 a	中晩柑	69 a	名取
2	認農	B	中晩柑	123 a	中晩柑	123 a	名取
3	到達	C	中晩柑	97 a	中晩柑	97 a	名取
4	認農	D	中晩柑	208 a	中晩柑	208 a	名取
5	到達	E	中晩柑	76 a	中晩柑	76 a	名取
6	到達	F	中晩柑	207 a	中晩柑	207 a	名取
7	認農	G	中晩柑	56 a	中晩柑	56 a	名取
8	到達	H	中晩柑	57 a	中晩柑	57 a	名取
9	認農	I	中晩柑	32 a	中晩柑	32 a	名取
10	到達	J	中晩柑	69 a	中晩柑	69 a	名取
11	到達	K	中晩柑	110 a	中晩柑	110 a	名取
12	到達	L	中晩柑	107 a	中晩柑	107 a	名取
13	認農	M	中晩柑	97 a	中晩柑	97 a	名取
14	到達	N	中晩柑	51 a	中晩柑	51 a	名取
15	認農	O	中晩柑	192 a	中晩柑	192 a	名取
16	認農	P	中晩柑	309 a	中晩柑	309 a	名取
17	認農	Q	中晩柑	116 a	中晩柑	116 a	名取
18	認農	R	中晩柑	129 a	中晩柑	129 a	名取
19	認農	S	中晩柑	36 a	中晩柑	36 a	名取
20	認就	T	中晩柑	110 a	中晩柑	185 a	名取
21	認農	U	中晩柑	280 a	中晩柑	280 a	名取
22	認農	(株) V	中晩柑	168 a	中晩柑	168 a	名取
23	認就	W	中晩柑	48 a	中晩柑	68 a	名取
24	認就	X	中晩柑	77 a	中晩柑	77 a	名取
	計	24人		2,824 a		2,919 a	